

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり  
会議記録を公表します。

会 議 名	令和元年度 第2回高松市情報公開・個人情報保護審査会
開催日時	令和元年9月5日(木) 13時28分～16時22分
開催場所	高松市役所11階 職員研修室
議 題	1 平成30年度 審査請求番号3番 保有個人情報不 開示決定に係る審査請求について(総務局 人事課) (継続審査) 2 令和元年度 審査請求番号1・2・3番 行政文書 の一部公開決定に係る審査請求について(財政局 契 約監理課)(継続審査) 3 平成30年度 審査請求番号2番 行政文書の公 開・非公開決定に係る審査請求について(市民政策局 コミュニティ推進課)(継続審査)
公開の区分	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開
出席委員	阿部委員(会長)、前原委員(職務代理)、松繁委員、松原 委員、西岡委員
欠席委員	—
担当課及び 連絡先	コンプライアンス推進課 839-2155

### 会議の経過及び結果

- 1 議事録署名委員の指名  
西岡委員が指名された。
- 2 審議  
議題1～3について(継続審査)
  - (1) 事務局から各議題に係る第1回審査会の概要について説明
  - (2) 委員による審議  
質疑応答、意見交換等
  - (3) 口頭意見陳述申立人による意見陳述(議題3のみ)
  - (4) 結論
    - ア 議題1 審査請求の対象となっている保有個人情報について、  
不開示決定の一部を開示することが相当であり、本件審査請求を  
一部認めるべきである。
    - イ 議題2 審査請求の対象となっている行政文書について、不開  
示決定の一部を開示することが相当であり、本件審査請求を一部  
認めるべきである。
    - ウ 議題3 審査請求の対象となっている行政文書については、市  
長が公開・非公開決定とした処分は相当であり、本件審査請求を  
棄却すべきである。
- 3 閉会